

第2回豊川市教育振興基本計画策定委員会・議事概要

開催日 令和3年8月27日 午前9時30分～午前11時00分

場所 豊川市音羽文化ホール 大会議室（3階）

出席者 委員長 小林康典

副委員長 片山洋

委員 小澤慎一、立川恵理、加藤悦子、藤原利江、小野泰裕、中村詠子、
神谷美也子、蟹江充子

1 議題

(1)「第1章 計画の策定にあたって」(案)について

(「4 教育を取り巻く社会環境の変化」に関して以下のとおり意見等があった。)

「委員」

○5ページのタイトルが「4 教育を取り巻く社会環境の変化」となっているが、内容を読むと「社会情勢の変化」という表現のほうがふさわしい。時代の状況や社会の変化など、いろいろな内容が示されている。情勢、環境などの意味を踏まえて使われていると思うが、統一性を考えるとどうか。

⇒「事務局」計画全体を整理する中で、検討させていただく。

(「5 アンケート結果から見る現状」に関して以下のとおり意見等があった。)

「委員」

○9ページの「①学校教育における取組について」の項目11「子どもの障がいの状況や教育的ニーズに応じた指導を行っている」について、アンケートの数値は前回の調査とそれほど変化はない。ただ、現場の感覚としては、与えられた人的環境の中で最大限の努力をされていて、小学校、特に低学年での特別な支援を必要とする子どもへの対応に悪戦苦闘していることは、多くの学校でも同じ状況だと思う。アンケート結果の自由意見では、教員の多忙化に関する意見が多くあり、ありがたいと感じたとともに、特別支援教育に関する意見が目についた。その意見は、特別支援を必要とする子どもと関わりがある一部の人かもしれないが、かなりの意見があったと感じた。小学校の現場でも同じ感覚であり、少人数指導や個別支援員の導入など、市の施策も実施されているが、まだ十分ではないという感覚がある。そのようなことも配慮してほしい。

⇒「事務局」市民の意見と学校現場で実感するものとは違いがあると思う。学校現場の意見として承り、今後の施策の展開で反映させていきたい。

(2) 「第2章 豊川市が目指す教育」(案) について

(「2 基本理念を実現するための基本目標」に関して以下のとおり意見等があった。)

「委員」

○18ページの基本目標2の2行目の「予測不可能な社会」という表現に違和感を覚える。予測不可能であれば、そもそもそれに対する対応ができない。この表現は必要なのか。「変化を前向きに受け止め、自立的に生きていく資質・能力を育てていくことが重要です。」としても、十分に意味は伝わるのではないか。

⇒「事務局」意味合いとしては、超スマート社会や情報社会など、現在の社会がどんどん変化していて、それが「予測不可能な変化」ということである。現在もICTの使用など、産業構造自体が変化し、職業自体も10年前にはなかったものが増えている。そのようなことを踏まえ、「予測不可能な社会」という表現を使っている。

⇒「委員」

○説明は理解できるが、あまり負のイメージが強い表現はふさわしくないのではないか。

⇒「事務局」検討させていただく。

「委員」

○18ページの基本目標2の4行目の「義務教育段階の子ども」とあえて限定しているが、これは非常に強い表現ではないか。

⇒「事務局」基本目標2は、小学校及び中学校を対象としているので、あえて「義務教育段階の子ども」という表現を使っている。

(「3 施策の展開にあたっての視点」に関して以下のとおり意見等があった。)

「委員」

○21ページの「(2) 質の高い教育の実現」の書き出しについて、「すべての児童生徒が個別最適な学びを提供し協働的な学びを通じて」となっているが、この表現がわかりづらい。

⇒「事務局」表現を「すべての児童生徒が」から「すべての児童生徒に」と修正する。

「委員」

○21ページの「(3) 多様性理解の推進」の中で、「障害」という言葉を使っているため、見落とせない部分である。「多様な価値観を理解する」と文章にあ

るが、その次のステップとして、「どのようにみんなと一緒に共存した生活ができるのか」という部分が示されているとよい。共存生活とか共生生活という部分を見てほしい。

⇒「事務局」「理解」からさらに進めた「共存」を意識して、施策の展開を進めていきたい。

(3) 施策の体系（案）について

（「基本目標1」に関して以下のとおり意見等があった。）

「委員」

○「(4) いじめ・不登校などへの対応」に「⑤要保護児童対策地域協議会の開催」を新規で追加しているが、追加した経緯はなぜか。

⇒「事務局」特に不登校では、家庭環境をケアすることもひとつの対策になると考えている。その際に、子育て支援課との連携や情報共有は欠かせないので、「要保護児童対策地域協議会の開催」を追加した。実際に、連携によって解消した実例が多くあったので、この施策に追加したほうがよいと判断した。

⇒「委員」

○「(1) 家庭教育・子育て支援」の取組としたほうがよいのではないか。

⇒「事務局」検討させていただく。

「委員」

○現在、社会の大きな流れとして、「子育て支援」が重要視されているが、同じように「家庭教育」も重要である。ただ、市でも組織に「子育て支援課」があることから、「家庭教育・子育ての支援」というと、「子育て支援」になってしまうことが多いように感じる。学校現場で困っていることのひとつは「家庭教育」であり、「親の育ち」ということなので、少し感覚が違うと思っている。市が「家庭教育や親の育ちに力を入れていく」ということを示せば、「家の人にもやさしい豊川市」と感じられるようになると思う。

○先ほど、障害のある子どもについての意見があったが、市としては支援に力を入れて進めていると思うので、「共に生きる」とか「みんなと一緒に」という、やさしい感じが計画に現れてくるとよい。文章に「多様性」という言葉が出てくるが、学校の部分でも「それぞれの個性を生かし、一緒に生きていく」という感じが出せると、違った形の計画になる。施策の段階でもよいが、実際に配慮をしていることが文章に表れ、見えてくるとよいと思う。

「委員」

○「(1) 家庭教育・子育ての支援」の取組で、現計画の「⑦子育て支援活動の

実施」と「⑧ファミリー・サポート・センター事業の実施」が、次期計画では、「⑤子育てへの支援・相談の実施」に統合されているが、次期計画の「②親子参加の講座などの充実」は、「⑤子育てへの支援・相談の実施」に統合されていないのはなぜか。

⇒「事務局」 「②親子参加の講座などの充実」は、教育委員会が実施する取組になるので、統合せずに単独で掲載している。それ以外の指摘いただいた取組については、市長部局が実施する取組になるので、次期計画では、統合して掲載することにした。

「委員」

○ファミリー・サポート・センター事業などの取組が統合されるが、市ではこの他にも、利用者支援事業「るりあん」や「児童発達相談センター」など、とてもよい事業を実施しているので、可能であれば掲載してほしい。

⇒「事務局」 今年度に設置した「児童発達相談センター」なども含めて、「⑤子育てへの支援・相談の実施」の中に表記することを検討させていただく。

「委員」

○「(5) 学校における体験活動の充実」に「④ふるさと教育の推進」を新規で追加しているが、追加した意図と、どのような内容を予定しているのか。

⇒「事務局」 現計画の基本目標1には、「(8) 文化遺産の継承と新たな文化の創造」の施策があり、その取組のひとつとして「③ふるさと意識の醸成」がある。この施策を次期計画では、基本目標3に移行する。ただ、「ふるさと意識の醸成」は、学校で行うものと、生涯学習部門で扱っている地域の文化財的なものの2つに分かれる。大まかな解釈になるが、学校教育以外は社会教育であり、それを足したものが生涯学習だという概念からいうと、基本目標1は生涯学習部門すべてを含めたカテゴリーであって、基本目標2は学校教育部門、基本目標3は社会教育部門ということになる。「ふるさと意識の醸成」を、基本目標3に移行させるので、学校教育の中で行われている「ふるさとの学習」をひとつの取組として基本目標1に残すため、「(5) 学校における体験活動の充実」の中に追加した。

なお、ふるさと教育については、新たな取組というよりも、従来から「地域を大事にする活動」ということで、総合的な学習などを通じて行っているものである。「地域に学ぶ、地域を考える、地域を大事にする子どもたちを育てる」ということで、今後も継続するということが掲載することにした。今まで各校で実施していた学習をイメージしていただきたい。

「委員」

○「(5) 学校における体験活動の充実」の「③文化的行事・宿泊的行事」に、「宿泊的行事」を加えた意図は。

⇒「事務局」宿泊的行事については、新たな行事ではなく、今まで実施されていた野外教育活動をイメージしていただきたい。現計画では、取組として掲載されていなかったのので、掲載することにした。

「委員」

○「(3) 人権教育・多様性理解の推進」と「(4) いじめ・不登校などへの対応」について、施策として分かれているが、「不登校」という行動の一例だと思っている。「障害がある」とは判断できないけれど、少し手助けが必要な子どもたちが、「不登校」という流れに向かう傾向があると思う。これは、学校現場の先生に聞きたいことである。

「障害」とはっきり認定された部分では、市長部局と連携する取組になるが、「障害者の権利擁護」で守られている。先ほど、委員である先生から、低学年の手助けが必要な子どもの話があったが、そのような子どもが、不登校につながるのではないか。その部分の関連性を明らかにしていくと、「(3) 人権教育・多様性理解の推進」の「⑤障害者の権利擁護に関する取組の実施」の目線と、新規の取組である「(4) いじめ・不登校などへの対応」の「⑤要保護児童対策地域協議会の開催」との連携がとれるので、よいのではないか。

⇒「事務局」この部分は関連していると思うので、意見を参考にさせていただく。

「委員」

○「(4) いじめ・不登校などへの対応」の「②臨床心理士などによる教育相談の充実」について、教育相談において児童生徒の問題、相談には、保護者・教員との協力、話し合いも不可欠であり、その関係を結びつけることも大切だと思うので、「臨床心理士など」に「スクールソーシャルワーカー」の存在も含めてはどうか。

⇒「事務局」検討させていただく。

(「基本目標2」に関して以下のとおり意見等があった。)

「委員」

○新たに「(9) 社会の担い手となる人材の育成」が加わっている。その取組で「③理科好き児童生徒の育成」とあるが、施策として「(3) 理数教育の推進」があるので、あえて「理科好き児童生徒の育成」を挙げる必要があるのか。

⇒「事務局」第2章の「施策の展開にあたっての視点」に掲げる視点のひとつに、「地域ぐるみで教育の推進」があって、そこに「大学・企業・

NP0などとの連携」を記載している。その視点を踏まえて、この取組のように将来的なところの部分も意識している。さらに、これまで行っている科学チャレンジへの公募などを踏まえて、このような表記とした。

⇒「委員」

○「(3) 理数教育の推進」の中に「①理数教科への関心を高める授業の実施」と「②理科教育支援員の配置」が示されているので、バランスがとれないのではないか。

⇒「事務局」検討させていただく。

「委員」

○「(6) 日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実」に「①日本語教育適応学級における日本語教育の実施」とあるが、「日本語教育適応学級」と記載したのは、そのような見通しがあるのか。学級とした意図は。

⇒「事務局」現計画では、「拠点校における日本語教育の実施」としていたが、拠点校以外の学校でも実施しているので、表記を変更した。ただ、学級を編成していないのに「日本語教育適応学級」と表記するのは不適切であるので、修正をさせていただく。

「委員」

○「(7) 配慮が必要な児童生徒への対応の充実」の「③学級運営支援員の増員」について、何か協力できないか考えている。学級運営支援員は、教職員の支援であり、補助的な役割りで支援ができる。補助員のような形ができれば、多くの支援を協力できるのではないか。今はコロナ対策により先生の負担が増えている。配慮が必要な児童生徒の支援とともに、普通学級と支援学級の児童生徒との交流が多くできれば、多様性への理解にもつながり、また、補助員として小学校低学年への支援も可能になると思っている。

(「基本目標3」に関しては、特に意見等なし。)

(「基本目標4」に関して以下のとおり意見等があった。)

「委員」

○「(9) 将来を見据えた学校施設の整備」の「②35人学級への対応」とあるが、これは具体的にどのようなことか。現状の学校の設備は固定されているものなので、例えば、35人学級にするのであれば、クラス数を増やすということ想定してるのか。

⇒「事務局」現在、国の制度として小人数学級への取組が進められている。現在の法律では、1クラスの上限が小学1年生のみ35人で、それ以

外は40人とされている。それを小学校について、5年をかけて段階的に1学年ずつ35人学級にする改定が行われる。1クラスの人数が減ることで、クラス数が増え教室が不足する可能は出てくる。ただ、社会情勢として少子化が進んでいるので、一時的に教室が不足する可能性があるが、その後も含めて考える必要がある。したがって、この一時的な不足を解決するために、どのような対応が求められるのかを検討していく。現状では、特に学校施設を増築するのではなく、一部の空き教室や特別教室などの改修により、対応できると考えている。

2 その他 (各種事務連絡)

以上